河内長野市国民健康保険料における軽減判定誤りについて

このたび、後期高齢者医療保険料の保険料軽減判定の誤りについての厚生労働省の報道発表を受け、同様の仕組みとなっている国民健康保険料の軽減判定処理を確認したところ、本市の国民健康保険料においても同様の誤りがあることが判明いたしました。

○軽減判定誤りとなった原因

国民健康保険料の低所得世帯への軽減判定所得の計算に当たり、青色申告による純損失の繰越控除を行う際に、本来は国民健康保険料の軽減判定用の繰越損失額を用いるべきところ、確定申告による繰越損失額を用いて計算したことによるものです。

○対象世帯数(5月11日時点判明分)

- ・追加徴収対象(対象は27年・28年の2年分):7世帯 28万40円(最高6万3千280円、最低2万1千120円、平均約4万円)
- ・還付対象(対象は24年~28年の5年分):2世帯 20万140円 (平均約10万円)

なお、還付のみの対象世帯については現在精査中です。 確定次第件数と金額は報告いたします。

○今後の対応

判定の結果、追加徴収及び還付となった世帯については、事前に電話で連絡し、説明の上納付通知書を5月17日に送付いたしました。

また、還付のみの世帯については、対象者及び金額を確定させた後、還付金詐欺と 混同される恐れがあるため、文書にて謝罪するとともに、すみやかに返金手続きを行 います。

問い合わせ 河内長野市保健福祉部 保険年金課 (0721-53-1111)